

## 令和2年度第5回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

日 時：令和2年10月23日（金） 午後3時00分～

場 所：市役所3階 305会議室

出席者：吉岡会長、小路口委員、穴見委員、岡委員、紫藤委員、西田委員、松尾委員、  
宮崎委員、吉弘委員 以上9名

事務局：舞弓主幹、吉本課長補佐、仁田原、鶴田

### 議事の概要

#### 1 前回会議の概要報告

—意見や異論等はなく、会議概要は確定される。—

#### 2 諮問案件の審議

##### 【諮問案件1】

健康保険課が保有する国民健康保険被保険者の加入状況及び高額療養費自己負担額区分に関する情報並びに市民課が保有する住民基本台帳に係る情報を地域保健課が目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）並びに目的外利用に係る本人通知の省略の適否（同条第4項）について

諮問機関：健康福祉部健康保険課、市民文化部市民課  
利用機関：健康福祉部地域保健課

実施機関：健康保険課（星野課長）、市民課（中川原課長）、地域保健課（本松課長、木原）

—資料をもとに地域保健課から説明—

（会長）この諮問案件は、昨年12月に目的外利用が承認された案件について、さらに目的外利用する情報を追加するに当たり、再び諮問されたものである。意見や質問はあるか。

（A委員）匿名化ソフトウェアでどのような情報を匿名化するのか。

（実施機関）匿名化する情報は、名前、生年月日、宛名コード等の個人情報である。氏名は暗号化し、生年月日は生年月までの表示に省略し、宛名コードは別の番号に置き換える等の対応を考えている。

（B委員）前回の諮問案件に含めて諮問しなかった理由はあるのか。

（実施機関）前回は、研究機関への情報の提供までの期限が短かったため、庁内で比較的調整がしやすい個人情報に絞って諮問させていただいた。今回、改めて庁内で調整し、研究機関から、詳細な分析のために必要との意見があった情報について、諮問をさせていただいている。

（C委員）目的外利用ではなく、外部提供に関する諮問ではないのか。

(実施機関) 研究機関に提供する際には、個人情報には匿名化されているので、外部提供には当たらないと考えている。

(C委員) 諮問機関が保有する個人情報を地域保健課に目的外利用させることについての諮問ということではどうか。

(実施機関) そうである。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

#### 【諮問案件2】

障害者福祉課が保有する障害者手帳所持者に関する情報（次年度就学予定児のものに限る。）を市教育委員会が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）及び目的外利用に係る本人通知の省略の適否（同条第4項）について

諮問機関：健康福祉部障害者福祉課

利用機関：市教育委員会

実施機関：障害者福祉課（下津浦課長補佐、桑畑）、学校教育課（磯本）

—資料をもとに事務局から説明—

(D委員) これまでに開催した就学相談会は、どのように案内していたのか。

(実施機関) これまでも諮問資料にお示ししている方法で周知を図ってきた。その際、障害者福祉課から障害者手帳所持者に関する情報の提供を受けていたが、今年度、障害者福祉課において担当者が変更になったのを機に、当該目的外利用について改めて確認したところ、審議会の承認を得ていないことが判明したため、今回の諮問に至った。

(D委員) 障害者手帳を所持している児童の保護者以外への案内はどのようにしているのか。

(実施機関) 就学児健診の際に、保護者から学校に相談があれば、就学相談会を案内し、申込みをしてもらっている。また、障害者手帳を所持していないが市の幼児教育研究所に事前に相談をしている保護者や療育を受けている児童の保護者については、幼児教育研究所を介して案内を行っている。

(C委員) 今年度の就学相談会の案内は従前の方法と変わらないのか。

(実施機関) そうである。

(C委員) 障害者福祉課が保有する個人情報を目的外利用し、就学相談会の対象となり得る方から申込みがされているかを確認し、申込みがされていない場合に個別に対応するというのではどうか。

(実施機関) そうである。

(B委員) 当該情報を目的外利用し、個別に対応した場合に、目的外利用することが問題ではないかと言われることがあると思うが。

(実施機関) 昨年度も就学相談会の対象となり得る方からの申込みがなされていなかったため、個別に対応を行った。このようなケースは毎年ある。そのため当該個人情報

を目的外利用し、支援を必要としている方に情報を提供することは必要であると考え  
る。

(B委員) 当該個人情報を目的外利用しないことよりも、当該個人情報を目的外利用し、  
少しでも支援を必要としている方に情報提供することの方がメリットがあると考え  
ているということか。

(実施機関) そうである。

(D委員) 情報提供は、学校ごとに校長がするのか。

(実施機関) 学校教育課からである。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

### 【諮問案件3】

介護保険認定申請情報の登録業務において、AI-OCR及びRPAの導入に伴  
い、申請書に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバ  
とオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無  
(条例第10条第1項第2号) について

諮問機関：健康福祉部介護保険課

実施機関：介護保険課（組坂主査、国武）

—資料をもとに介護保険課から説明—

(A委員) AI-OCRサーバからAI-OCRソフト導入端末に送信されたデータ  
をUSBを用いてRPA用PCに格納する際には、外部とのやり取りはないのか。

(実施機関) そうである。

(A委員) 問題となるのは、AI-OCRソフト導入端末からAI-OCRサーバに個  
人情報を送信することについてか。

(実施機関) そうである。

(C委員) 文字データへ変換する際の正確性はどの程度か。

(実施機関) 介護保険認定申請書については、文字認識率95パーセント以上である。

(C委員) 文字データの内容のチェックはするのか。

(実施機関) 介護保険課の職員が行う。

(E委員) 現在、外部委託により手入力で行っている作業を効率化するということか。

(実施機関) そうである。

(E委員) 申請をデジタル化することは検討しているのか。

(実施機関) 将来的には申請をデジタル化したいと考えている。

(F委員) AI-OCRとRPAの導入により、1日何件の入力が可能となるのか。

(実施機関) 朝から処理を行えば、500件以上の入力は可能である。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

**【諮問案件 4】**

建築確認等の台帳の整備・保管業務において、クラウドを活用した ICBA システムの導入に伴い、建築確認申請等の情報をクラウドサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第 10 条第 1 項第 2 号）について

諮問機関：都市建設部建築指導課

実施機関：建築指導課（東野補佐、永松）

—資料をもとに建築指導課から説明—

（C 委員）建築確認申請等の情報を民間審査機関が直接 ICBA システムに入力できることだが、安全性に問題はないか。

（実施機関）民間審査機関の端末は、ICBA システム内の通知・報告配信システムにのみつながっている状態であり、民間審査機関が入力した情報は、一旦通知・報告配信システムに格納される。そして、その情報を市がダウンロードすることで、建築確認等の台帳に反映される仕組みである。そのため、民間審査機関の端末と市の建築確認等の台帳は、直接つながっておらず、別々の回線であるので、安全性は確保されている。

（E 委員）現在は、民間審査機関で受け付けた建築確認申請等の情報は、市の職員が手入力しているのか。

（実施機関）そうである。

（E 委員）ICBA システムであれば、民間審査機関が受け付けた建築確認等の申請情報を民間審査機関が直接入力することができるため、市の職員による入力作業も削減されるということか。

（実施機関）そうである。

（E 委員）ICBA システムには、市職員が Access で作成した入力量を削減するツールのような機能も備えているのか。

（実施機関）備えている。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

**【諮問案件 5】**

教育機関向けに提供する、クラウドを活用した教育システムの導入に伴い、久留米市立小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の児童生徒に関する情報を、クラウドサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第 10 条第 1 項第 2 号）について

諮問機関：教育部教育 ICT 推進課

実施機関：教育 ICT 推進課（松本所長、山下課長補佐、荒巻）

—資料をもとに教育 ICT 推進課から説明—

（C 委員）パブリッククラウドの安全性はどうか。

(実施機関) 現在、パブリッククラウドの利用に関しては、国が GIGA スクール構想の推進に当たり、全国的に推奨している状況である。今回利用予定のパブリッククラウドは、セキュリティに関する国際規格 ISO を複数認証取得しており、文部科学省が示している「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」にも準拠している。それに加えて会社独自にセキュリティに関する取組を行っており、自前でサーバを準備するよりも高い安全性が確保できると考えている。

(C委員) クラウドを活用した教育システムを導入することで、端末を持った生徒が情報を共有できるようになるということか。

(実施機関) 今までは、パソコン室にある端末のハードディスクの中に情報を保存し、活用していたが、クラウドを活用した教育システムを導入することで、全ての情報はクラウド上に保存し、その情報を活用することになる。また、保存された情報を生徒同士で共有できるようになるだけでなく、共同編集機能を用いれば、授業の際に、自分の考えを端末に入力しながら、他の生徒の考えも見ることができ、リアルタイムで情報を共有できるようになる。

(E委員) それは、グループワークの際にということか。個人のデータに関しては、他の生徒に見られないように一人一人のフォルダがあるということによいか。

(実施機関) 一人に1つアカウントを配布するので、そのアカウントで個人情報保護される。

(E委員) 現時点では、Wi-Fi 環境がない家庭での端末の使用はできないのか。

(実施機関) 現時点では使用できない。今後は、貸出用モバイルルーターの購入等の検討を行い、家庭における ICT 環境を充実させるための取組を進めていく。

(F委員) 端末同士のやり取りも可能か。

(実施機関) メール、チャット等でやり取りをすることは可能である。

(G委員) 兄弟が複数いる場合は、端末も複数貸与されるのか。

(実施機関) それぞれの児童が端末を持つという環境の整備を目指している。

(G委員) 端末が壊れた場合の修理代はどうなるのか。

(実施機関) 補償等は一定期間ある。しかし、児童の過失により端末が破損した場合は、一定額を徴収するというルール作りを今後行っていく。

(B委員) 一人に1アカウントとのことであるが、そのアカウントの管理はどうなるのか。また、端末のアカウントと学習ドリル等のアプリのアカウントは異なるのか。

(実施機関) アカウントとパスワードの管理については、非常に重要であるので、学校及び教育委員会において適切に管理していく。また、端末と学習ドリルのアカウントについては、ご指摘のとおり異なる。今後、シングルサインオンのような形式がとれるかについては、協議していく。

－他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。－

### 3 その他

次回の開催について

以上